

第十六回 參議院法務委員會會議錄第三號

昭和二十八年六月二十四日(水曜日)午前十時四十九分開会

六月十九日委員棚橋小虎君辞任につき、その補欠として小林亦治君を議長において指名した。

(法務省関係 昭和二十八年度予算に  
関する件)

ますと共に質疑を行いたいと存じます。  
それではこれより本日の議事に入ります。先づ派遣議員のかたから御報告を願います。

三、宇都宮及び前橋検察庁につき、  
検察事務の処理状況、特に公職選挙法  
違反被疑事件の処理状況、なからんすく  
公務員の同法違反の問題。

四、栃木地方公安調査局につき、調  
査員は如何なる経歴によつて構成され  
る。

○宮城タマヨ君 検察及び裁判の運営等に関する調査のために、当委員会委員龜田・赤松・宮城三委員らは静岡及び山梨の両県に派遣せられることになりました。よつて調査対象を具体的に亮春関係、裁判及び少年審判事件の処理状況、公安関係の調査並びに刑務所

委員長  
理事  
郡祐一君

続き最高裁判所昭和二十八年度予算及び法務省関係昭和二十八年度予算につ

日から四日までの三日間を栃木県及び群馬県に検察及び裁判の運営等の調査

## 防止法の運用状況。

定し、去る六月三日より三日間右両県に出張いたし、それの項目について

委員

加藤 宮城タマヨ君  
武徳館 亀田 得治君

三

事務局相

詩  
卷

明員	常任委員	西村
會專門員	高兄君	高兄君
常任委員	堺	堺
會專門員	眞道君	眞道君
最高裁所長		
官代理者(事務 總局經理局長)		
岸上		
康夫君		

本田の会議に付した事件

○派遣議員の報告  
○検察及び裁判の運営等に関する調査  
の件

第 以上五件につきましては、政府より説明を聴取いたしたいと思いますが、その後は六月三十日火曜日に委員会を開き、その後政府より提出のありました法律案がありますれば、その説明を聴取いたし、これらの付託法律案の質疑を行ふことにいたしますと共に、選挙の取締並びに壳春等の処罰につきまして委員のかたより質疑の御通告もござりまするので、決務大臣及び関係政府当局の出席を求め事情の聴取をいたし

を選択したのであります。その調査の対象とした官庁、及び調査要綱は、

一、宇都宮及び前橋地方裁判所につき、民事及び刑事案件の処理状況、特行政事件の処理及び公職選舉法違反事件の審議状況、法廷等の秩序維持に関する法律違反及び法廷鬭争の実例。

二、宇都宮及び前橋家庭裁判所判つき、少年審判、家事審判及び家事調停事件の処理状況、家事調停條項の履行状況、

願いまして説明を伺い、又資料の提出を願い、質疑応答等を行いまして懇談に入り、各関係機関の施設を視察いたしましたのであります。最初申しますが、この詳細は報告書及びこれに添付せられてありまする資料によつて御了承願うことといたしまして、簡単ではあります、概要だけを報告いたします。

貴様の御質問によつてやれりの御意見、  
り詳細に実情を聴取し、これに對する  
対策についての意見を徵しました。これは今後問題となるべき壳春等処罰の  
ための立派に関しまして有益にして貴  
重なる参考となるものと想料せられま  
した次第でござります。

第四部 法務委員會會議錄第三號



関する経費と比較いたしますすると、約二億ほど植えておりま。この内容の主なものは、人件費のベース・アップにによる俸給の増加というものがその主要部分でございます。

○赤松常子君 その次の二番目の裁判官司法修習生その他とございますが、最近、婦人の採用がだん／＼植えて来ておりますことは、私非常に嬉しいことに思つておりますが、ちょっとこれと関連して、今どのくらい婦人がこういうところに出でおられるか、採用されているか、それをちょっと伺いたいのでございます。

○説明員(岸上康夫君) ちょっと今は

つきりした数字を覚えませんので、あ

とで御連絡いたします。

○赤松常子君 後に又よくお調べ下さ

いまして……そして婦人がこういう職

場に適しているかどうかということも、若しおわかりでしたら詳しく御報

告頂きたいと思います。

○宮城タマヨ君 この家庭裁判所の経

常費は十二億七千百二十六万円となつてあります。これの中に新らしくで

きます家庭裁判所の庁舎の建設費が入

つておりますのですか。

○説明員(岸上康夫君) 庁舎の建設費

のはうはこちらに入つておりませんの

で、五番目の營繕費のほうに含まれて

おります。そこでこの營繕費のほうに

入つており家庭裁判所関係の新設、新

らしく造るという主なものは、大阪の

家庭裁判所の庁舎の新設費と、仙台の

家庭裁判所の新設費、これはいずれも

前年度、或いは前々年度からの継続工

事でございますが、大体二十八年度で

一応使えるようにするという見当でござります。

○説明員(岸上康夫君) ちょっと今は

おきました家裁の庁舎はございませんか。

○説明員(岸上康夫君) 前年度の継続

工事以外に、新らしく家庭裁判所の庁

舎として建たのはございません。

○宮城タマヨ君 これは大体の方針と

いたしましたら、地方裁判所と家庭裁

判所を分離するというような……そろ

うにして、こういうようなものを建て

いたいという希望と、従来大蔵省のほう

か、如何ですか。どういうわけで今年

新らしいものが計上されなかつたのでございましょうか。

○説明員(岸上康夫君) 家庭裁判所の

庁舎につきましては、家庭裁判所とい

うものの性質から見まして、できます

れば、つまり私どもとしての理想は、

新らしく家庭裁判所を建てるという要

求は勿論いたしたのでございますが、

予算で今までできておりますか。

○説明員(岸上康夫君) これはでござ

いませんね、主として人員、その職員数、

或い是事件数というふうなものによつて

変るわけですが、裁判所のほう

の間には若干相違はございましたので

が、二十八年度といたしましては、

折衝の結果、今申上げた数字にきまり

ましたのでござります。大阪の家庭で

申上げますと、大阪の家庭は千八百坪、

仙台が九百三十坪ということで今の予

算が組まれておりますが、大体その見

当で実施をいたす予定でござります。

○宮城タマヨ君 新築されました広島

や能本でござりますね、これはこの間

私行つて来たばかりござりますけれど

も、なか／＼立派なものができております

が、これはどのくらいかかるつておりますか。

○説明員(岸上康夫君) ちよつと今急

かの庁舎との振合上、家庭関係は今申

上げましたような二個所しかどうして

も認められないというふうな状況でござります。将来は勿論でできるだけ努力

苦心しているのでござりますが、二十一

八年度の予算の総額の範囲内では、ほ

づつおりませんのですか。

○説明員(岸上康夫君) と申しますことは、

○宮城タマヨ君 と申しますことは、

で見えませんので、あとで又すぐに御

連絡いたします。

○説明員(岸上康夫君) と申しますことは、

○宮城タマヨ君 この前年度から継続

しております大阪、仙台家庭裁判所に

はどのくらい……、七箇の中にも計上さ

れておりますのでござりますか。

○説明員(岸上康夫君) 今の二箇所を

合計いたしまして一億六千四百三十万

でござります。

省がそれを建てるということに努力し

ないのでございましょうか、そこはど

ちらなんでございましょうか。

○説明員(岸上康夫君) これは結局二

十八年度の營繕費と申しますのは、事

業的の折衝では、いろ／＼私のほうで

ありますね、主として人員、その職員数、

務的の折衝では、いろ／＼私のほうで

あります。これは非常に少い、実際の実

情から見て少いといふことを絶えず聞く

のですが、どういう見解ですか。

○龜田得治君 人権擁護の関係の費用

ですね。これは非常に少い、実際の実

情から見て少いといふことを絶えず聞く

のですが、どういう見解ですか。

○説明員(岸上康夫君) 人権擁護と申

しますと、只今は法務省関係です。裁

判所とは別であります。

○加藤武德君 極く些細な問題で恐縮

なんですが、營繕に必要な経費であり

ますが、地方の、例えば高等裁判所や

地方法院が逐次新築されまし

て、その大部分が立派なものにすでに

なつてしまつていて。こういう工合に

見て参つたのでござりますが、家庭裁

判所等におきましては、すでに老朽化

してしまつていて。こういう工合に

注がれて、新築、改築等を図つて頂き

つあります。

いますが、これはその実施当時の初度的

の仮出所、赦免、減刑等の審査、それ

するということになつたものであります

して申上げておきます。  
○委員長(郡祐一君) 時に御質疑ござ  
いませんか……。ございませんければ  
本件はこの程度にいたします。

について申上げますと、前年度末の四万四千八百五十七人に比べまして四万五千三百七十四人、即ち五百十七人の増員を見ております。これは一方にお

いうものもありませんので、そういうものは経費として落ちております。特に前年と異なるもの、特色のあるものを申上げますと、次に申上げるような

に在所者の環境の調査その他勧告用の各種の調査資料の作成等が必要でござりますから、その経費九十三万六千円を見ておられます。

人員は前年度と同様に少年についてては一万二千人、鑑別所につきましては千人を見込みまして、そのため必需品等諸費、被服費、それから炊事用の機器等諸費用を計上いたしました。

○委員長(郡祐一君) 次に、法務省関係昭和二十八年度予算について政府当局の説明を願います。

正の職員で九十三人を減員いたしましたが、他方保護観察所の保護観察官で九十三人、それから入国管理の関係で八百四十七名看護員が

法務省所管の予定経費の要求額は、百八十六億八千九百六十九万六千円でございまして、前年度の予算額百七十七億六千九百六十七万五千円に比較いたしますると九億二千二万一千円の増加になります。お手許にお配りいたしました表で御覧願いますと、その細別別の前年度との比較、それから項目別比較が出ておりまして、只今申上げましたのは、その所管の合計について中上げたわけであります。

定額費に対しまして極力節減の方針がとられましたことは申すまでもございません。例えは昨年すでに補正予算において旅費の一割、それから庶費の五割の節約をいたしましたが、その上更に今回一般的な行政費、補充経費を間わず旅費、物件費においておむね一割五分の節約を行なつております。それでないものも財政規模の圧縮といふ面から全面的に調整されておりま

まして八千三百七万一千円の予算が計上され、それを支出いたしました。すでに支出にかかりておりますので、ここでは説明を省きます。

それから次に本年度の新らしい懲罰制度をいたしまして、成人でありますところの刑の執行猶予者に対し保護監視制度を実施するということを考えた結果が、これは短期自由刑の弊害を除きまして、更に又再犯を防止するための施策として数年来研究をいたしました。法制審議会におきましても採用

の出張所の職員は限られて一ヶ月五時間分だけの超過勤務手当が認められましたが、二十八年度におきましては出張所の職員全員についてその超過勤務手当を認められるだけの予算を計上いたしました。金額では極く僅かでございますが、私どもとしては多年の念願の一端がここで達成されたということです、今後ますますこの方面に力を尽したいと想つております。

それから刑務所、これに拘置所、少年刑務所を含めまして刑務所、それから少年院、少年鑑別所等におきまする

業費の減少にもかかわらず収入歩合の増加等いろいろ工夫いたしまして、前年度より若干の収入増を見込みまして、その結果前年度の十八億三百十七万円に対し十八億九千五百五十六万四千円、即ち只今申したように九千六百四十円、即ち只今申したようになります。

それから前年度の当初予算では外政省の所管になつておきました入国管理局事務関係のものが、本年度は法務省の所管に計上されております。最初に中

かような増加を見ておりますが、主な部分は、実は昨年の補正予算で計上されました給与ベースの改訂に伴います。人件費によつて占められております。総予算額の五割ちょっと超える額が人件費ということになります。なお便益特別にこれを申しますと、旅費は十億七千二十八万五千円、それから物件費が各組織を通じまして六十二億一千六百二十七万八千円、それから施設費や、それから公安事務関係の無電施設整備の費用など入れまして、九億八千八百三十六万八千円、それから補助額が三億六千四十六万六千円、その他の費用など入れまして、三億九千十八万一千円ということになります。

交通費の値上り或いは通信費の改訂等によりまして予算の運営は依然として窮屈であろうということを覺悟しております。先般来実は種々の会議等におきましても、今後紙一枚、鉛筆一本の節約にも心がけようということを申合せております。何分法務省の予算是その仕事の性質上、昨年度に引続いて恒常的な経費によつて占められているのがすべてと云つてよろしいのであります。特別の政策による新規の事業というようなものはないわけでございます。尤も昨年七月一齊に実施いたしました例の住民登録でござ

を凍結されたのでございまして、いよいよ近い時期に、政令で定める時期によつてその実施に着手することになつております。そのための所要の関係規律の改正案等国会の御審議を受けることになるのであります。保護観察所においては、観察の対象者の補導、援護等に必要な旅費でございますとか、補導関係の諸費用、更生保護の委託等の経費八百九十八万三千円を計上いたしました。

それから東鶴ブリズンの関係でござりますが、これは平和條約第十一條によりまする刑の執行及び赦免等に関する法律の規定に基く東鶴刑務所在所考

収容者の収容に必要な経費、これは前年度の五十七億二千七百四十一万円から四十八億七千九百四十五万四千円に減少いたしました。この内訳を申しますと、刑務所の収容費では九千二百二十三万円減少、少年院の収容費は逆に三千七百十一万八千円の増加、少年鑑別所の収容費は一千四十万八千円の増加、それから業務作業費が一億三百四十五万二千円の減少ということになります。これは刑務所の収容費について収容人員が前年度の十万人に対しまして九万二千人を込んでおります。食糧費等の単価の上りがありましても総額において減少いたしました。

上げました大國、鐵道官等の増員五百十七名のことを申上げましたが、この入国管理関係の事務は本年度において大きいにこれを補強することが政策的に考えられておりまして、現在大村に生きな収容所がございますが、この収容能力も実はせいぜい七百名ばかりでありますために、今後の強制送還や収容措置の強化促進といふことが行われますと、甚だしい手不足を感じるといふために、昨年度の補正予算を以つまて第二の大村収容所を建設中でござります。完成も間近いことになつておます。他方これららの施設の収容者のために必要な諸費、それから炊事用の備

料費、衣料費など、それから被退去強制者の送還のための船をチャーターする用船料などにつきまして、前年度に對しまして六千八十八万六千円増の二億一千四百四十二万七千円が計上されております。

次の財政年度の途中から予定してお  
った公安調査厅でございますが、こ  
では職員の増加を本年度行なつております  
ませんが、旅費や研修費やそれから物  
的施設の整備という面で強化しようと  
いうことになりまして、前年度から二  
億七千四百七十一万五千円増の六億六  
千三百十五万円がその経費となつてお  
ります。

続きまして法務省所管の諸施設の新營建や移転整備、それから買収等を行ないますために十億六百七十一万円を計上しております。これは昨年度に比べますと七千百四十四万円の減額でございますが、そのほかに建設省の所管の施設費の中にある本省でございまして、とか、法務局関係或いは公安調査庁それから入国管理局関係のもの併せまして二億二千二百八十一万八千円が計上されておりますので、これを加えますると十二億一千九百五十二万八千円となります。それでも前年度建設省所管の計上額を含めまして一億九千六百六十七万五千円の減でございます。

そのほか細かいことになりますと、この国会で司法試験法の一部を改正する法律案の御審議を願いますが、そういうことに伴う若干の予算等がございますが、細かいことは予算の参考書などに出でておりますから一応省略いたします。

以上法務省所管の歳出予定について

申上げましたわけですが、終りに歳入の関係について一言申上げておきます。昭和二十八年度の法務省所管の歳入予算額は三十二億三千二百十九万七千円でございまして、前年度の予算額の三十億五千三百三十万五千円に比較いたしますと、一億七千八百九十九万二千円の増加となります。この中には刑務作業収入及び製品等の売上収入を併せました官業収入、これが十九億二千二十九万五千円、罰金等の懲罰及び没収金七億九百七十三万九千円を含めまするいわゆる雑収入、それから政府賃警整理収入が含まれております。いずれも過去の実収成績等を基礎として算出したものでございます。なお、従来法務省は解散団体財産売却処理の関係につきまして特別会計を持つおりましたが、これは二十八年度から一般会計に含まれることになります。まして、前国会で解散団体財産収入金特別会計法が廃止されたことは御承知存じますので、説明はこの程度にいたしております。

○政府委員(天野武一君) 昨年度は八億一千三百九十九万五千円、今年はそれ一億六百三十万円でした。

○加藤武徳君 只今伺つたように、官業収入の面でも一億数千万円収入増を見込んでおられるようあります。ところで刑務作業についてでありますのが、受刑者に対しまする職業補導にもつと重点が置かなければならぬ、こういう工合に私は考えておるのであります。が、ところが実際の状況等を伺つて見ますると、作業収益に余りにも重点を置き過ぎておるために、受刑者に対する職業補導の面に少々手が抜かれているのではないか。十分な補導教育ができるおらないということを私は案するのでありますし、勿論これは大蔵省等との交渉の段階で十分御主張なさつたことではございましようが、受刑作業費は削減されておるにかかわらず、只今の官業収入等がむしろ一億数千万円増になつておる。こういたしまするならば、更に本年度は昨年度よりも補導教育の点で心配な点が多くなつて来やしないか。このことを私は恐れるのでございまして、今後受刑者に対しまする職業補導に十分な力を注ぐという点からも、この点を考慮に入れ工合に考えております。

○政府委員(天野武一君) 先ず少年院の数であります。お手許に配りました法務省機構といふ早わかりがござりますが、そこに矯正管区といふところに少年院つまり昭和二十七年六月まで四十五と書いてあります。これは五十六でございます。少年院五十六と、それから分院の十一とあります。各府県について申上げますと少年院のないところはないと思ひます。

○加藤武徳君 只今の御説明で少年院は五十六、分院が八つ、合計六十四と申上げました少年院に収容いたしております少年が退院いたします場合の、刑務所等におきます取扱いと異なる点を考慮に入れなくてはいかんと思うのであります。只今設置されおらない県がございます。現に私も承知いたしておりますが、こういう県等へは早急に設置なさるような運びを私は希望いたします。

それから少年院の少年に給与いたしております被服の問題であります。これは極く些細なことはございませんが、最近私たちは国政調査のため少年院を視察いたしました際に、刑務所におきます受刑者と同じ色の被服、具体的には何といいますか、曾て赤い着物と称しておつたこれに代りまする青い着物を着ておる。青い服を着ておるのであります。少年院におきますする少年の教育に重点を置く特殊の事情等

務所におきまする受刑者等と異にする、そしして受刑者ではないのだといふ意識を少年自体に持たせることが私には必要じやないか、こういふ場合に考えておりますので、この点につきましての御意見があれば承わりたいと思ひます。

○政府委員(天野武一君) 今のが藤委員のおつしやいましたこと、「御尤もと丁承いたします。よく原局たる矯生局等にも研究してもらいまして、御要望に応えたいと存じております。

○宮城タマヨ君 表の第二のところの昭和二十八年度要求額と前年度予算額との比較というのは、保護監視所のところは今年の総額が一億三千八百万円余になつておりますが、これは非常な増額でございますが、これの内容はざつとどういうことでございましょか。

○政府委員(天野武一君) これは人件費でございます。

○宮城タマヨ君 それは今度提案になつておるかも知れないアダプト・プロペイション・システムのそれをお見通しなつての、アダプト・プロペイション・システムのほうの手当でござりますか。

○政府委員(天野武一君) さようでございます。

○宮城タマヨ君 それからいま一つ伺いたいのは、少年鑑別所の建設についての營繕費というのはどうのくらい組まれておりますか。

○政府委員(天野武一君) 大体の額を申上げますと、九千四百五十万円となつております。これは新らしく造りますとのと、それから増築いたしまするの



○政府委員(天野武一君) 人権擁護委員は、先ほど申しました通りに、三千五百名ほどおりますのを五倍に増しますので、現在人権擁護委員というのは町単位までおられます、各村まで及んでおりませんので、つまり村にも人権擁護委員を選んで頂こうということです。これを殖やすということを考えておるわけでございます。

○楠見義男君 それで昭和二十八年度予算においては、その拡充計画が一部でも実現しておるのでしようか。それとも前年と變りないのでしょうか。

○政府委員(天野武一君) 前年と變りございませんので、「二十九年度にはこれを計上するつもりであります。

○楠見義男君 それから予算の中に入権擁護宣伝費といふものが百数十万円あります、これはどういうような宣伝をやるのですか。

○政府委員(天野武一君) 一つには、世界人権宣言の記念行事のときの人権思想の宣伝、それから平時の各地に人権相談所などを設けたりしまして、人権思想を普及するというようなことにいたしておりますが、御覽の通りの非常に僅少な費用でございますので、地元に非常な御負担をかける、各府県に御負担をかけるというようなことで、非常に工夫に難渋しております。

○宮城タマヨ君 保護司の待遇のための増額がされましたでしようか。

○政府委員(天野武一君) 保護司の待遇につきましては、この二十八年度予算で、確かに保護司を研修して更に活動して頂こうという経費、これが二百

○宮城タマヨ君 そうすると、先ほどおつしやつた謝礼は一人五百円ぐらいいで、それから一件に対してどのくらい手当がござりますか。今まででは百二十円くらいのようでしたけれども……。

○政府委員(天野武一君) 実際お配りするとき、一件がどうなりますかわからませんが、予算の配り方としましては、先ほどちよつと申上げましたように一人幾らということで単価が書いてございまして、それが件数になりますと、この予算の配り方は、例えば今申上げたように謝金が一人五百円、それから実費弁償金千六百三十五円というふうでござります。でそれを一件にしましてからどうなりますか、今度具体的の資料を以てお答えいたします。

○宮城タマヨ君 実際に渡して頂きましたのは件数によつて一件何円、たしか五百二十円ぐらいになつてゐるんですけど、それは本当は殆んど保護司に渡しておらんでござりますね。そこにいろいろ検討してみなければならない問題がたくさんあると思つておりますけれども、それは今追及しないことにいたしましたが、五百円の一ヵ年の謝礼といふことも、これはどうでしょう、当局としてはもう少し増額しなければならないというような御意図はございませんでしようか。

○政府委員(天野武一君) これは非常に私どもとして増額を要求しておるのですございまして、少くとも民生委員とかもバランスがとれていないということであつておるんでございますが、人數が多いせいですございますか、なかへこれが入りませんのでございます。

○宮城タマヨ君 それで民生委員がその土地々々で電車のバスなんか出ておりますけれども、保護司はその取扱いも受けておりませんし、実際から申しますと葉書代も足代も殆んどないといつたようなことで、この一番大事な保護司活動が非常ににぶる一つの元はここに原因があるというようになんて始終悩んでおりますので、この点一つ考えて頂きたいと思います。

それで今一つこの第二の表の前年度と今年度との予算の要求額の表でござりますが、それでこの法務研修所それから矯正研修所でございますね、これががちよつと九百万円ばかり、両方合せますと増額になつておりますが、これはどういうところに充てられる増額なんございましょうか。

○政府委員(天野武一君) やはりこの増額は人件費の増に伴うものでござります。

○宮城タマヨ君 人件費の内容はどうなんですか。

○政府委員(天野武一君) これは基本給が上りましたので、それに伴いまする諸手当、それから超過勤務手当がそれを基準としまして自然に増加された額を計上したわけです。

○宮城タマヨ君 そうすると研修に要する出張旅費というものはこの中に入らないんござりますね。

○政府委員(天野武一君) 研修生の旅費は入つております。旅費は若干増えておりますが……。

○宮城タマヨ君 この間聞いて驚いたんですが、滞在費がたつた僅かに二百円だそうですございますが、こういうことも私どうかと思いますがね。二百円でも東京に一日いる、それがかなり

○政府委員(天野武一君) 実はこうして、もう研修生の場合の旅費につきましては、一般的の出張と違いまして定額旅費として支給の制度をとります。それで、その宿泊所も法務省で持つておるますから、寄宿所というような所に入れまして食事を賄いまする結果この宿質だけのものは出ない、こういうことになるわけですね。勿論たくさんやりたいのでござりますが、そういう施設をも提供しているということで入らないわけです。

○宮城タマヨ君 その施設では一日百三十五円ぐらいで賄えるという話で、そこに僅かばかりの余裕があるといふことを言えば言えるのでござりますけれども、こんなことなどどうでございましょうかね。じやそれもこの増額で一部分恐らく潤おうわけなんでございましょうね。

○政府委員(天野武一君) 法務研修所で申しますと、前年度より旅費の点では二百万ほど殖えております。

○亀田得治君 公安調査庁の費用六億幾らですね、これは大蔵省に対する要請額に対する割合はどれくらいなんですか。

○政府委員(天野武一君) ちょっとと今その要求の数字を持つておりますんで、調査してお答えいたします。

○亀田得治君 それから昨年の人権擁護局関係の費用は総額幾らでしたか。のちほどでもいいのですが……わかりますか。

○政府委員(天野武一君) 人権擁護局の経費は人件費、これは別にいたしまして、とやはりこの研修するために持出さなければならぬなんていうことは、なればどうでござりますかね。

まして、本省の局の場合とそれから地方ではこれを法務局の人権擁護関係の担当課でやつておりますので、「二つに分けて申上げますと、本局のほうでは関係につきますると、先ほど申上げましたのですが、人権擁護委員制度の運営に必要な経費は、これは昨年度の三百六十五万八千円に対しまして例の一般の節減の影響を受けまして、二百八十五万一千円に減つております。それから人権侵犯事件の調査に必要な経費、これは昨年度六百十三万二千円に対しまして、六百二十二万五千円の増額の七百七十五万七千円、かようなことになつております。

やいまして、非常に活躍していらっしゃるようなわけです。

○赤松常子君 ちょっと私伺つたこと

で、やはり家庭をお持ちになつていら

つしますが、関係から、その御主人と

おれけれども、適性をお持ちになつてい

らつしやつても、なかへ何といいま

すか昇進ができないというようなこと

もちよつと聞いたのでござります。そ

れはそれといたしまして、今やつて

らつしやつての成績と、それから将来

の見通しを一応まとめて御報告に附加

えて頂きたいと思います。

○政府委員(天野武一君) それではよ

く人事課とも相談いたしまして報告書

を作ります。

○委員長(都祐一君) 他に御質疑ござ

いませんければ、本件はこの程度にい

たします。

ちよつと速記をとめて下さ。

〔速記中止〕

○委員長(都祐一君) 速記を始めて。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

五月三十日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦犯者の釈放に関する陳情(第一二号)

第一二号 昭和二十八年五月二十二日受理

戦犯者の釈放に関する陳情  
陳情者 大分県議会議長 岩崎

貴外一名  
講和條約が発効して既に一年を経過した今日戦争受刑者はいまなお抱禁され

たままにあるから、来る六月二日英國

女王陛下の戴冠式が挙行されるのを機

に戦犯者が恩恵に浴するよう、エリザベス女王陛下ならびにチャーチル首相

に対し強く懇願の措置を講ぜられ、すみやかに戦犯者釈放の実現を図られた

いとの陳情。

六月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦犯者釈放に関する請願(第四八四号)

第四八四号 昭和二十八年六月五日  
受理  
請願者 山口市山口県庁世話課内  
紹介議員 中川 以良君  
高橋忠治外二十名

戦犯者釈放に関する請願

〔物上保証人の求償権〕

第三條 航空機は、抵当権の目的とすることができる。

(抵当権の内容)

第四條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した航空機(以下「抵当航空機」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

(対抗要件)

第五條 抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿に運輸大臣が行う登録を受けなければ、第三者に対することができない。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第六條 抵当権は、抵当航空機に附加して一体となつて、物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定がある場合及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条の規定により他の債権者が債権者の行為を取り消すことができる場合、この限りでない。

(不可分性)

第七條 抵当権者は、債権の全部の

航空機抵当法案  
航空機抵当法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、航空機に関する動産信用の増進により、航空の発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「航空機」とは、飛行機及び回転翼航空機で航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章の規定による登録を受けたものをいう。

第三條 航空機は、抵当権の目的とすることができる。

(抵当権の内容)

第四條 抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移さないで債務の担保に供した航空機(以下「抵当航空機」という。)につき、他の債権者に先だつて、自己の債権の弁済を受けることができる。

(対抗要件)

第五條 抵当権の得喪及び変更は、航空法に規定する航空機登録原簿に運輸大臣が行う登録を受けなければ、第三者に対することができない。

(抵当権の効力の及ぶ範囲)

第六條 抵当権は、抵当航空機に附

加して一体となつて、物に及ぶ。但し、設定行為に別段の定がある場合及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条の規定により他の債権者が債権者の行為を取り消すことができる場合、この限りでない。

(不可分性)

第七條 抵当権者は、債権の全部の

弁済を受けるまでは、抵当航空機の全部につき、その権利を行使することができる。

(抵当権の処分)

第十三條 抵当権者は、抵当権を他の債権者に対する他の債権者の利益のため抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することがなければならない。

(物上保証人の求償権)

第九條 他人の債務を担保するため抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当航空機の所有権を失つたときは、民法に規定する保証債務に

弁済し、又は抵当権を設定した者がその債務を弁済し、又は抵当権の実行によつて抵当航空機の所有権を失つたときは、民法に規定する保証債務に

おいて、その最後の二年分についても適用する。但し、利息その他の定期金を通算して二年分をこれに含むことができない。

(第十三條) 抵当権者は、抵当権を他の債権者に対する他の債権者の利益のため抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することがなければならない。

(第十四條) 前條の処分は、民法第四百六十七條の規定に従い、主たる債務者に抵当権の処分を通知し、又はその債務者がこれを承諾しなければ、これをもつてその債務者、保証人、抵当権設定者又はこれらの承継人に対抗することができない。

(第十五條) 第二項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。

(第十六條) 抵当航空機を取得した第三者が抵当航空機について必要費



第八條の次に次の三條を加える。

(航空機登録原簿の謄本等)

第八條の二 何人も、運輸大臣に対

し、航空機登録原簿の謄本若しく

は抄本の交付を請求し、又は利害

關係がある部分に限り航空機登録

原簿の閲覧を請求することができ

る。

(登録記号の打刻)

第八條の三 運輸大臣は、飛行機又

は回転翼航空機について新規登録

をしたときは、遅滞なく、当該航

空機に登録記号を表示する打刻を

しなければならない。

2 前項の航空機の所有者は、同項

の打刻を受けるために、運輸大臣

の指定する期日に当該航空機を運

輸大臣に呈示しなければならな

い。

3 何人も、第一項の規定によて打

刻した登録記号の表示をき損して

はならない。

(新規登録を受けた飛行機及び回

転翼航空機に関する強制執行等)

第八條の四 新規登録を受けた飛行

機又は回転翼航空機に関する強制

執行については、地方裁判所が執

行裁判所として、これを管轄す

る。

2 前項の強制執行に關し必要な事

項は、最高裁判所が定める。

3 前二項の規定は、新規登録を受

けた飛行機又は回転翼航空機の競

売について準用する。

第九條 第九條を次のように改める。

(命令への委任)

第九條 航空機登録原簿の記載、登

録の回復、登録の更正その他の登録

に関する事項は、政令で定める。

2 航空機登録証明書及び登録記号の打刻に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

「まつ消登録があつた」に改める。

第百三十五條の表中「一 第十條第

一項の耐空証明を申請する者」八

万一千四百円」

「一 航空機登録原簿 五十円  
の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧 を請求する者」八

一の二 第十條第一項の耐空証明を申請する者 八万一千四百円

に改める。

第百五十條中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八條の三第二項の規定に違反して、航空機を呈示しなかつた者

一の二 第八條の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示をき損した者

第百五十九條中「又は人の業務」の二とし、同号中「第七條第一項」の下に「又は財産」を加える。

第一百六十一条中第一号を第一号の二とし、同号中「第七條第一項」の二とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

二 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

三 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

四 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

五 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

六 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

七 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

八 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

九 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一〇 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一一 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一二 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一三 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一四 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一五 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一六 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一七 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一八 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

一九 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

二〇 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

二一 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

二二 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

二三 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

二四 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

二五 第七條、第七條の二又は第八條第一項の規定による申請を削り、同号の前に次の二号を加える。

行後は、改正後の航空法第五條の規定によりした新規登録とみなす。

規定期によりした登録の変更届出は、この法律の施行後は、改正後の航空法第七條又は第七條の二の区分に従い、これらの規定によりした変更登録又は移動登録の申請とみなす。

9 改正前の航空法第八條第一項の規定によりした登録のまつ消登録申請は、この法律の施行後は、改正後の航空法第八條第一項の規定によりしたまつ消登録の申請とみなす。

10 運輸大臣は、改正前の航空法の規定により登録をした飛行機又は回転翼航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

11 運輸大臣は、改正後の航空法の規定により登録をした飛行機又は回転翼航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

12 第十三條第二項中「弁護士会」を「日本弁護士連合会」に改める。

13 第十四項中「第六條」を「第六條第一項及び第二項」に、「憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目」を「左の四科目」に改め、同項に次の各号を加える。

14 第十九條の規定を準用する。

15 司法試験法の一部を改正する法律案

16 司法試験法の一部を改正する法律案

17 司法試験法の一部を改正する法律案

18 司法試験法の一部を改正する法律案

19 司法試験法の一部を改正する法律案

20 司法試験法の一部を改正する法律案

21 司法試験法の一部を改正する法律案

22 司法試験法の一部を改正する法律案

23 司法試験法の一部を改正する法律案

24 司法試験法の一部を改正する法律案

25 司法試験法の一部を改正する法律案

26 司法試験法の一部を改正する法律案

27 司法試験法の一部を改正する法律案

28 司法試験法の一部を改正する法律案

29 司法試験法の一部を改正する法律案

30 司法試験法の一部を改正する法律案

31 司法試験法の一部を改正する法律案

32 司法試験法の一部を改正する法律案

33 司法試験法の一部を改正する法律案

34 司法試験法の一部を改正する法律案

35 司法試験法の一部を改正する法律案

36 司法試験法の一部を改正する法律案

37 司法試験法の一部を改正する法律案

38 司法試験法の一部を改正する法律案

39 司法試験法の一部を改正する法律案

40 司法試験法の一部を改正する法律案

41 司法試験法の一部を改正する法律案

42 司法試験法の一部を改正する法律案

43 司法試験法の一部を改正する法律案

44 司法試験法の一部を改正する法律案

45 司法試験法の一部を改正する法律案

46 司法試験法の一部を改正する法律案

三 商法

四 刑法

五 刑事訴訟法

六 行政法

七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

八 破産法

九 労働法

十 國際私法

十一 刑事政策

十二 第一條 少年法(昭和二十三年法律)正する法律案

第百六十八号の一部を次のように改正する。

第一條 少年法(昭和二十三年法律)正する法律案

第百六十八号の一部を次のように改正する。

第一項第二号の措置をとつた場合において、直ちに少年鑑別所に収容することと著しく困難であると認める事情があるときは、決定をもつて、少年院を仮に最寄の少年又は拘置監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一條第三項の規定により代用されるものとすべきである。

第二項第二号の措置をとつた場合は、これを前條第一項第二号の措置とみなし、同條第三項の期間により少年鑑別所に収容した期間は、収容したときから七十二時間を超ることはできない。

第三項の規定による収容の期間とみなし、同條第三項の期間は、少年院又は拘置監に収容した日から、これを起算する。

第四項の規定による収容官が第四十三條第一項の請求のあつた事件につき、第一項の規定による収容をした場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その収容は、これを第一項の規定による収容とみなす。

第五項の規定による収容は、これを第一項の規定による収容とみなす。

第六項第一項各号を次のように改める。

一 憲法

二 民法

三 商法

四 刑事訴訟法

五 行政法

六 刑事政策

七 第二条 少年法(昭和二十九年一月一日から施行する)この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

八 附則

九 第六條第一項各号を次のように改める。

一 憲法

二 民法

三 商法

四 刑事訴訟法

五 行政法

六 刑事政策

七 第二条 少年法(昭和二十九年一月一日から施行する)この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

八 附則

九 第六條第一項各号を次のように改める。

一 憲法

二 民法

三 商法

少年法及び少年院法の一部改正する法律案

少年法及び少年院法の一部を改正する法律案

十七條の二第一項」を加える。

第二條 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のよう改定する。

第二條第六項に次の但書を加え

る。但し、医療少年院については、男女を分離する施設がある場合は、こ

の限りでない。

第十七條の二を第十七條の三とし、以下第十七條の四まで順次一條ずつ繰り下げ、第十七條の次に次の二條を加える。

第十七條の二 少年院又は少年監別所に収容中の者を同行する場合に

おいて、やむを得ない事由が生じたときは、少年院に収容中の者に

ついては最寄の少年監別所又は拘

置監獄法（明治四十一年法律第

二十八号）第一條第三項の規定により代用されるものを含まない。

以下同じ。）の特に区別して、少年鑑別所に収容中の者については最寄の少年院又は拘置監の特に区別した場所に、仮にこれを収容することができる。

第二十一條を削る。

1 一日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に少年院法第二十一條第一項の規定により少年鑑別所に充てられた少年院又は拘置監の特に区別した場所に収容されている者については、この法律の施行の際、少年法第十七条の規定による決定があつたものとみなす。

附 則

この法律は、昭和二十八年八月

六月二十日本委員会に左の事件を付託された。

1 「人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）」の一部を次のよう改定する。

第四條第三項中「都道府県の人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

第五條の見出し中「推薦委員」を「推薦及び委嘱」に改め、同條第二項

中「都道府県知事、当該都道府県の区域内の弁護士会及び当該都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道

府県知事並びに当該都道府県の区域内の弁護士会及び当該都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

六月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦犯者の釈放に関する請願（第七三三号）

第七三三号 昭和二十八年六月十日受理

請願者 長野県議会議長 下平

紹介議員 羽生 三七君 木内

四郎君

胸四

戦犯者の釈放に関する請願

六月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

二、人権擁護委員法の一部を改正する法律案

人権擁護委員法の一部を改正する法律案

六月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

三、人権擁護委員法の一部を改正する法律案

人権擁護委員法の一部を改正する法律案

六月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

四、人権擁護委員法の一部を改正する法律案

人権擁護委員法の一部を改正する法律案

六月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

五、人権擁護委員法の一部を改正する法律案

人権擁護委員法の一部を改正する法律案

六月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

六、人権擁護委員法の一部を改正する法律案

人権擁護委員法の一部を改正する法律案

六月二十三日本委員会に左の事件を付託された。

但書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第五項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に、同條第三項中「第四條第二項の規定により定められた定数の倍数の者」を「人権擁護委員の候補者」に改め、同條中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、

第三項に次の二項を加える。

4 法務大臣は、市町村長が推薦した候補者が、人権擁護委員として適当でないと認めるときは、市町

村長に対し、相当の期間を定めて、さらに他の候補者を推薦すべきことを求めることができる。

5 前項の場合において、市町村長が、同項の期間内に他の候補者を推薦しないときは、法務大臣は、

第二項の規定にかかわらず、第三項に規定する者の中から、都道府県知事並びに当該都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞いて、人権擁護委員を委嘱することができる。

6 第二條に次の二項を加える。

「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

3 全国の都道府県人権擁護委員連合会は、全国人権擁護委員連合会を組織する。

第十七條第二項及び第十八條中「都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

4 第十八條に次の二條を加える。

「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

第十八條の二 全国人権擁護委員連合会の任務は、左の通りとする。

一、都道府県人権擁護委員連合会の任務に関する連絡及び調整を

第六條に次の二項を加える。

8 市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。第九條中

第六條に次の二項を加える。

二、市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。第九條中

第六條に次の二項を加える。

三、市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。第九條中

第六條に次の二項を加える。

四、市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。第九條中

第六條に次の二項を加える。

五、市町村長は、法務大臣から求められたときは、前項の措置に協力しなければならない。第九條中

第六條に次の二項を加える。

擁護委員協議会連合会」を「都道府県人権擁護委員連合会」に改める。

第十六條の見出しを「(協議会、連合会及び全国連合会)」に改め、同條

第二項中「人権擁護委員協議会連合会」、「を都道府県人権擁護委員連合会」に改め、同項に次の但書を加え

る。

但し、北海道にあつては、法務

大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

6月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

この法律は、公布の日から施行する。

六月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

期的に、又は必要に応じて、その業績を法務大臣に報告しなければならない。

第十九條中「人権擁護委員協議会連合会」を「人権擁護委員協議会連合会」に改める。

又は都道府県人権擁護委員協議会連合会」を「人権擁護委員協議会、都道府県人権擁護委員連合会又は全国人権擁護委員連合会」に改める。

第十九條に「人権擁護委員連合会」に改める。

付セラレ其期間内更三罪ヲ犯シタル者ニ付テハ此限ニ在ラズ

第二十五條の次に次の二條を加える。

第二十五條ノ二 前條第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護觀察ニ付スルコトヲ得前條第二項ノ

場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護觀察ニ付ス

保護觀察ニ付テハ別ニ法律ヲ何

テ之ヲ定ム

第二十六條を次のように改め

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可シ

一 猶予ノ期間内更三罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ其刑ニ付キ執行猶予ノ言渡ナキトキ

二 猶予ノ期間内更三罪ヲ犯シタル他ノ罪ニ付キ執行猶予ノ言渡ナキトキ

三 第二十五條第一項第一号ニ記載シタル者及ビ第二十六條ノ二第三号ニ該ル者ヲ除ク外猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ付セラレタルコト発覺シタルトキ

第二十六條の次に次の二條を加える。

第二十六條ノ二 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消スコトヲ得

一 猶予ノ期間内更三罪ヲ犯シ罰金ニ付セラレタルトキ

二 第二十五條ノ二ノ保護觀察ニ付セラレタル者遵守ス可キ事項ヲ遵守セザリシトキ

### 三 猶予ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ付セラレタルコト発覺シタルトキ

第二十六條ノ三 前二條ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ付セラレ其執行ヲ猶予セラレタルコト発覺シタル

第三百四十九條の二 前條の請求があつたときは、裁判所は、猶予の言渡を受けた者は又はその代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。

前項の場合において、その請求が刑法第二十六條ノ二第二号

の規定による猶予の言渡の取消を求めるものであつて、猶予の受けた者の請求があるときは、口頭弁論を経なければならぬ。

第一項の決定をするについての言渡を受けた者は、弁護人を選任することができる。

のよう改める。

3 仮退院中の者又は刑の執行を猶予されている者につき、前項の期間内に第四十三條の申請又は刑事訴訟法第三百四十九條の申請又は請求につき裁判所の決定があるまで、繼續して留置することができる。但し、留置の期間は、通じて二十日を越えることができない。

第四十五條第五項中「第一項の決定」を「地方委員会のする第一項の決定」に改め、同項を同條第八項とし、同條中第四項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 刑の執行猶予中の者が、第二項から第五項までの規定により留置されたときは、その留置の日数は、刑の執行猶予が取り消された場合においては、刑期に算入する。

7 刑の執行猶予中の者が、第二項から第五項までの規定により留置されたときは、その留置の日数は、刑の執行猶予が取り消された場合においては、刑期に算入する。

4 刑法第二十六條ノ二第二号の規定により刑の執行猶予の言渡を取消すべき場合には、前項の請求は、保護觀察所の長の申し出に基いてこれをしなければならない。

第三百四十九條の次に次の二項を加える。

4 刑事訴訟法第三百四十九條の二第二項の規定による口頭弁論の請求があつたときは、裁判所は、決定で、十日間に限り、前項但書の期間を延長することができる。

5 第三項の決定が刑の執行猶予の言渡を取り消すものであるときは、同項但書及び前項の規定にかかるらず、その決定が確定するまで、繼續して留置することができる。

6 第四十六條の見出しを「(検察官の申出)」に改め、同條第三項を次

への申出)に、同條中「地方裁判所」を「地方裁判所又は簡易裁判所」に、「これを通告しなければならない。」を「書面で、刑事訴訟法第三百四十九條第二項の規定による申出をしなければならない。」に改める。

(更生緊急保護法の一部改正) 第四條 (更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号))の一部

を次のように改正する。

第一條第一項第三号を次のように改める。

三 總役又は禁ごにつき刑の執行猶予の言渡を受け、保護觀察に付せられた者

1 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十一日までの間に

2 この法律による改正後の刑法第二十五條ノ二第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯された罪については、適用しない。但し、その罪とこの法律の施行後に犯された罪とが、刑法第四十五條前段の併合罪の関係にあるときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際、この法律による改正前の犯罪者予防更正第

三十三條第一項第四号の規定により保護觀察に付されている者の保

護觀察については、この法律の施行後も、なお從前の例による。

4 第四十三條の申請又は仮出獄の取消を「第四十三條の申請又は

5 第四十五條第一項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護觀察所の長」に、「第四十三條の申請又は

6 第四十五條第一項中「地方委員会」を「地方委員会又は保護觀察所の長」に、「第四十三條の申請又は

7 第四十六條の見出しを「(検察官